

## 鳥取県震災対策アクションプランの中間見直し案に係る パブリックコメントによる意見募集結果

「鳥取県震災対策アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）の対象期間の中間年にあたり、令和6年能登半島地震等の教訓を踏まえた地震防災対策の充実・強化を図るため、プランの中間見直し（案）を作成し、このたびパブリックコメントを実施しました。

### 1 パブリックコメントの概要

- 意見募集期間 令和6年7月25日（木）から8月7日（水）まで
- 実施方法 県ホームページ、県庁県民室や各総合事務所、市町村役場窓口等にて意見募集
- 意見総数（応募者数） 11件（2名）

### 2 主な意見等の内容と意見に対する県の考え方

No.	意見等の内容（要旨）	意見に対する県の考え方等
1	<p><b>【アクションプランの名称】</b> 「震災対策アクションプラン」からプラン名を変更する必要はない。デジタル化時代において整合性がとれず、別プランに認識される。変更は計画期間終了後かと。</p>	<p>今回は中間見直しではありますが、令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、内容を大幅に見直すものであること、また、事前対策により被害をできるだけ小さくする「減災」の取組強化を明確化するため、「地震津波防災減災アクションプラン」に名称変更したいと考えています。</p>
2	<p><b>【想定地震】</b> 県内で発生の蓋然性が高い4つの地震を想定とあるが、宍道（鹿島）断層による地震が選出されていない理由を問う。宍道（鹿島）断層は、ほぼ県境に位置している。地震は震源から発生した破壊が広がって震源域で起こる。宍道（鹿島）断層による地震ではM7.5が想定されており、鳥取県側も震源域となる。断層位置が県内に無いことは理由にならない。地震調査推進本部の鳥取県の地震活動の特徴によれば、宍道（鹿島）断層では地震発生確率（30年以内）が0.9～6%と他の県内地震に比べて高い確率となっている。蓋然性から言えば、宍道（鹿島）断層による地震を最優先で選択しなければならない。被害想定も大きい宍道（鹿島）断層による地震を選出するべき。</p>	<p>アクションプランの想定地震については、鳥取県地震・津波被害想定検討調査（平成26～30年度）の対象とした、本県に大きな影響を与える可能性のある13地震（宍道（鹿島）断層による地震を含む）の中から、県内においてより大きな被害の発生が想定される4地震を選定しています。</p> <p>今回は中間見直しのため想定地震の変更は行いませんが、次期改定時には新たな知見等も踏まえて改めて検討を行う予定です。</p>
3	<p><b>【災害時協力井戸登録制度】</b> 使われていない空き家の中には井戸がある古民家も残っている。汲み上げポンプが壊れたなどの理由で放置されている井戸もある。周辺開発の影響で流水の使用ができなくなった農地では、農業従事者が自費で掘削した井戸もあるが、電動ポンプ購入費や修理費などの助成は無いということか。（静岡市、香美市、藤沢市、武蔵野市などは助成あり）</p>	<p>本県では、電動ポンプ購入費や修理費などの助成制度は、現在ありませんが、災害時協力井戸として登録されている井戸に対する助成について、登録窓口となる市町村と必要性等について意見交換してみたいと思います。</p>
4	<p><b>【県民への災害情報の発信】</b> 「気象庁キキクル」「Yahoo!防災速報」「NHKニュース・防災」など、複数の防災アプリがあるが、それらと横断して利用ということか。帰省中や観光客などの一時滞在者、災害ボランティアへの発信を考慮すると、API(Application Programming Interface)の提供ができるポータルサイトが理想的。API連携ができると、若桜町や智頭町などの告知端末での利用範囲が広がる。</p>	<p>県が発信する防災情報は、県の防災アプリ（あんしんトリピーなび）や登録制メール（あんしんトリピーメール）、防災情報ポータルやとりネットなど県のウェブサイト等の各種媒体を通じてお伝えしており、「Yahoo!防災速報」など県と提携している防災アプリもあります。県内のCATV局を通じた情報発信も検討中であり、引き続き様々な広報媒体の活用にも努めます。</p> <p>なお、防災情報ポータルと他のシステムと</p>

No.	意見等の内容（要旨）	意見に対する県の考え方等
		の API 連携は今後の課題と考えています。
5	<p><b>【自主防災組織の充実強化】</b></p> <p>「自主防災組織の設置を推進し、活動を充実する」とあるが、自主防災組織と自治会/町内会が同一組織の場合は、未加入者はどうするのか。自治会/町内会は任意加入団体だが、何らかの理由で退会した人も、再度強制加入させるのか。特定地区内の住民（外国人含む）や事業者、店舗などを対象に、自治会/町内会の加入・未加入にかかわらず組織されるのが自主防災組織ではないか。市町村によって、自主防災組織の認識が違う。</p> <p>自主防災訓練に県職員や市町村職員が参加し講評することを常態化してほしい。</p>	<p>自主防災組織は、自助・共助を担う地域防災の中核組織で、災害対策基本法において「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」と規定され、市町村の責務として「自主防災組織の充実を図る」こととされており、その運営等については、市町村又は各組織に判断を委ねているところです。</p> <p>県としても、地域防災活動における自主防災組織の重要性を認識し、地域防災リーダースキルアップ研修を年1回、東中西部の持ち回りで開催して、近年の災害の状況や知見、対策等を踏まえた研修内容とするなどにより自主防災組織を担う人材の養成等を行っています。</p>
6	<p><b>【地域防災リーダースキルアップ研修】</b></p> <p>防災士養成研修の研修内容は、毎年変更されているが、変更部分の差分がスキルアップ研修に盛り込まれていない。</p>	<p>地域防災リーダースキルアップ研修は、防災士のみを対象とした研修ではないことから、防災士養成研修の変更内容を反映させることは考えておりませんが、同研修は、年1回、東中西部の持ち回りで開催しており、近年の災害の状況や知見、対策等を踏まえた研修内容としています。</p>
7	<p><b>【緊急輸送ルート、救命・救援ルートの確保】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道の拡幅、段差の解消は？</li> <li>・リヤカーなどで要配慮者を輸送する時の想定は？</li> <li>・ハンドル型電動車いす（シニアカー/セニアカー）の利用者の把握は？</li> </ul>	<p>本項目は、要配慮者を含めた避難所への移動経路確保に関するものではなく、緊急輸送や救命・救援のためのルート確保に関する項目であり、道路啓開（がれきや放置車両等の処理、路面の段差修正など）が必要な車道を想定しています。</p> <p>なお、道路の状況に応じて、歩道・路側帯の幅の拡幅、段差の解消、カラー舗装など、計画的にバリアフリー化を行っています。</p> <p>また、要配慮者におけるこれらの想定等は、個別避難計画作成において対応されるものと考えています。</p> <p>なお、県では、ハンドル型電動車いすの利用者は把握していません。</p>
8	<p><b>【消防団の充実強化】</b></p> <p>消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第7条に基づき、消防団に地区防災計画作りの推進を。</p>	<p>本県では、地区防災計画の作成については、市町村や自治会等の判断に委ねているところです。</p> <p>なお、同法第7条は、市町村に対して市町村地域防災計画における地域防災力の充実強化に関する事項の策定・実施に関する努力義務や、地区防災計画を定めた場合の地域防災力を充実強化するための具体的な事業計画の策定義務等を定めたものです。</p>
9	<p><b>【避難所環境の整備】</b></p> <p>ペット同行避難において、獣医師による避難所環境の指導、発災後の巡回など協力体制の構築は？</p>	<p>県では、(公社)鳥取県獣医師会と災害時における動物救護活動に関する協定を締結し、協力体制を構築しており、必要に応じて獣医師会に協力を求め、連携して対応したいと考えています。</p>
10	<p><b>【支え愛避難所】</b></p> <p>自治会/町内会の未加入者は、指定避難所に避難すると思うが、そちらの対応はどうか。</p>	<p>避難所（支え愛避難所を含む）においては、自治会や町内会への加入の有無に関わらず避難住民を受け入れます。</p> <p>なお、令和6年能登半島地震において、多</p>

No.	意見等の内容（要旨）	意見に対する県の考え方等
		数の自主避難所が開設されたこと等を踏まえ、自主避難所（支え愛避難所）に対する支援を強化することとしています。
11	<p><b>【支え愛避難所への適切な支援】</b>  「住民に身近な集会所や公民館などの施設」とは、自治会/町内会が管理する公民館のことか。社会教育法第 21 条における市町村の公民館は何をするのか。</p>	<p>社会教育法に規定される公民館は、多くが避難所として指定されていますが、避難所に指定されていない地域の集会所や公民館等の施設についても、災害の状況等によっては支え愛避難所等として住民が避難される可能性があるため、備蓄の推進や必要な支援を実施することが重要と考えています。</p>